

外務省アジア大洋州局南部アジア部長 梅田邦夫 殿

厚生労働省労働基準局長

石綿含有製品に係る海外の規制状況等について（調査等依頼）

我が国では、現在、石綿（アスベスト）及び石綿を含有する製品の製造、輸入等について労働安全衛生法第55条の規定に基づき禁止されています。

しかしながら、国によっては製造等が禁止されておらず、石綿を含有する製品がそれ自体製品として、又は製品に組み込まれた部品として誤って輸入される例が散発しており、我が国労働者の健康障害防止の観点から、より一層の対応強化を図る必要があると考えているところです。

つきましては、諸外国、特に近隣アジア諸国における規制状況を把握するとともに、我が国としての規制状況について当該国から日本への輸出に携わる事業者への注意喚起を実施したいと考え、下記のとおり調査等を依頼したく、手配方宜しくお願いします。

記

1 調査等の内容

- (1) 可能な範囲で別紙1に示す調査票により、石綿含有製品の製造及び流通に係る海外の規制状況等情報を把握すること。
- (2) 別紙2のパンフレットを用いて、現地日本人商工会議所及び可能な範囲で現地事業者団体に対して、我が国の石綿製品の輸入禁止措置について周知を依頼すること。

2 調査等の対象国

中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム

3 調査等の期限等

回答については、可能な限り邦文又は英文により、5月中にお願いします。

4 照会先

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 須藤

電話：03-5253-1111（内5515）、03-3502-6756（直通）

FAX：03-3502-1598

E-mail：

調査票(中国)

【前提情報（我が国の状況）】

日本においては、平成 18 年 9 月より、石綿の含有率が 0.1%を超える製品について、製造、輸入、使用、譲渡又は提供してはならない旨、法律で義務付けている。（労働安全衛生法第 55 条。事業者や労働者に限らず製造、輸入等してはならない。）

なお、石綿として、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの 6 種類を定義づけている。

しかしながら、製造等が禁止されていない国から石綿を含有する製品を誤って輸入する例が散発している。このため、他国の現状を調査したいと考えている。

【前提状況（貴国の状況）】

当方において、貴国の状況を文献等で調査できた情報としては、次のとおりである。（誤りがあれば指摘いただきたい。）

- ・ 2003 年以降、ブレーキパッド等の自動車・二輪車用の石綿含有摩擦材を禁止している。（自転車用のブレーキ材は許容。）
- ・ 2005 年以降、アモサイト又はクロシドライトを含む製品の輸入及び輸出を禁止している。
- ・ 2010 年 6 月以降、クリソタイルを含め全ての石綿について、建材としての使用を禁止している。
- ・ 一般に「非石綿」という語は、石綿を全く含まないものだけでなく、一定水準以下に抑えているものを含む。

【調査項目】

貴国の現状に関し、次の項目について回答いただきたい。

- 1 上記の貴国の状況について、アップデートすべき情報。
- 2 次の製品（我が国ではすべて輸入禁止）についての当該国の法令での規制状況。（製造・流通等が禁止されているか否か）
 - （1）含有率 1%を超えるクロシドライト含有製品（注）
 - （2）含有率 0.1%を超えるクロシドライト含有製品
 - （3）含有率 1%を超えるクリソタイル含有製品
 - （4）含有率 0.1%を超えるクリソタイル含有製品

（注 製品：ガスケット、パッキン等の部品やこれらを取り付けられた機械製品）

調査票(インドネシア)

【前提情報（我が国の状況）】

日本においては、平成 18 年 9 月より、石綿の含有率が 0.1%を超える製品について、製造、輸入、使用、譲渡又は提供してはならない旨、法律で義務付けている。（労働安全衛生法第 55 条。事業者や労働者に限らず製造、輸入等してはならない。）

なお、石綿として、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの 6 種類を定義づけている。

しかしながら、製造等が禁止されていない国から石綿を含有する製品を誤って輸入する例が散発している。このため、他国の現状を調査したいと考えている。

【前提状況（貴国の状況）】

当方において、貴国の状況を文献等で調査できた情報としては、次のとおりである。（誤りがあれば指摘いただきたい。）

- ・ 人的資源省が Regulation No03, 1985 により石綿に係る労働者の健康障害防止について規定している。
- ・ クロシドライトの使用は禁止している。
- ・ アスベスト含有建材の吹付けは禁止。

【調査項目】

貴国の現状に関し、次の項目について回答いただきたい。

- 1 上記の貴国の状況について、アップデートすべき情報。
- 2 次の製品（我が国ではすべて輸入禁止）についての当該国の法令での規制状況。（製造・流通等が禁止されているか否か）
 - (1) 含有率 1%を超えるクロシドライト含有製品（注）
 - (2) 含有率 0.1%を超えるクロシドライト含有製品
 - (3) 含有率 1%を超えるクリソタイル含有製品
 - (4) 含有率 0.1%を超えるクリソタイル含有製品

（注 製品：ガスケット、パッキン等の部品やこれらを取り付けられた機械製品）

調査票(マレーシア)

【前提情報（我が国の状況）】

日本においては、平成 18 年 9 月より、石綿の含有率が 0.1%を超える製品について、製造、輸入、使用、譲渡又は提供してはならない旨、法律で義務付けている。（労働安全衛生法第 55 条。事業者や労働者に限らず製造、輸入等してはならない。）

なお、石綿として、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの 6 種類を定義づけている。

しかしながら、製造等が禁止されていない国から石綿を含有する製品を誤って輸入する例が散発している。このため、他国の現状を調査したいと考えている。

【前提状況（貴国の状況）】

当方において、貴国の状況を文献等で調査できた情報としては、次のとおりである。（誤りがあれば指摘いただきたい。）

- ・製造工程におけるクロシドライトの使用は、人材省労働安全保健局が所管する工場・機械設備規定により禁止されているが、他の種類のアスベストの使用は許容されている。

【調査項目】

貴国の現状に関し、次の項目について回答いただきたい。

- 1 上記の貴国の状況について、アップデートすべき情報。
- 2 次の製品（我が国ではすべて輸入禁止）についての当該国の法令での規制状況。（製造・流通等が禁止されているか否か）
 - （1）含有率 1%を超えるクロシドライト含有製品（注）
 - （2）含有率 0.1%を超えるクロシドライト含有製品
 - （3）含有率 1%を超えるクリソタイル含有製品
 - （4）含有率 0.1%を超えるクリソタイル含有製品

（注 製品：ガスケット、パッキン等の部品やこれらに取り付けられた機械製品）

調査票（フィリピン）

【前提情報（我が国の状況）】

日本においては、平成 18 年 9 月より、石綿の含有率が 0.1%を超える製品について、製造、輸入、使用、譲渡又は提供してはならない旨、法律で義務付けている。（労働安全衛生法第 55 条。事業者や労働者に限らず製造、輸入等してはならない。）

なお、石綿として、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの 6 種類を定義づけている。

しかしながら、製造等が禁止されていない国から石綿を含有する製品を誤って輸入する例が散発している。このため、他国の現状を調査したいと考えている。

【前提情報（貴国の状況）】

当方において、貴国の状況を文献等で調査できた情報としては、次のとおりである。（誤りがあれば指摘いただきたい。）

- ・ 化学物質管理令（Chemical Control Order）に基づき、石綿を取り扱う事業者の登録、また、輸入時の申告や取扱い状況の報告が義務付けられている。
- ・ 石綿含有率が 1%以上で、手による圧力で粉末化される飛散性の材料の使用は禁止されている。また、吹付け石綿も禁止されている。
- ・ アモサイト、クロシドライトの使用は禁止されている。
- ・ ガスケット、ブレーキパッド等の製造については限定的な使用が認められている。
- ・ 全般的な石綿の規制法令は環境天然資源省が所管している。

【調査項目】

貴国の現状に関し、次の項目について回答いただきたい。

- 1 上記の貴国の状況について、アップデートすべき情報。
- 2 次の製品（我が国ではすべて輸入禁止）についての当該国の法令での規制状況。（製造・流通等が禁止されているか否か）
 - （1） 含有率 1%を超えるクロシドライト含有製品（注）
 - （2） 含有率 0.1%を超えるクロシドライト含有製品
 - （3） 含有率 1%を超えるクリソタイル含有製品
 - （4） 含有率 0.1%を超えるクリソタイル含有製品

（注 製品：ガスケット、パッキン等の部品やこれらを取り付けられた機械製品）

調査票(タイ)

【前提情報（我が国の状況）】

日本においては、平成 18 年 9 月より、石綿の含有率が 0.1%を超える製品について、製造、輸入、使用、譲渡又は提供してはならない旨、法律で義務付けている。（労働安全衛生法第 55 条。事業者や労働者に限らず製造、輸入等してはならない。）

なお、石綿として、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの 6 種類を定義づけている。

しかしながら、製造等が禁止されていない国から石綿を含有する製品を誤って輸入する例が散発している。このため、他国の現状を調査したいと考えている。

【前提状況（貴国の状況）】

当方において、貴国の状況を文献等で調査できた情報としては、次のとおりである。（誤りがあれば指摘いただきたい。）

- ・ 1995 年以降クロシドライトの使用が、2001 年以降アモサイトの使用が禁止されており、現在はクリソタイルのみが使用されている。
 - ・ 2011 年 4 月に National Health Commission による決議がなされ、2011 年以降は石綿含有製品の輸入は禁止され、2012 年以降は石綿含有製品の販売が禁止される。
 - ・ 各省庁の所管は
 - 工業省：輸入、使用、貯蔵
 - 労働省：労働現場でのばく露限界の設定
 - 保健省：労働衛生の観点からのガイドライン、サービスの提供
- である。

【調査項目】

貴国の現状に関し、次の項目について回答いただきたい。

- 1 上記の貴国の状況について、アップデートすべき情報。
- 2 次の製品（我が国ではすべて輸入禁止）についての当該国の法令での規制状況。（製造・流通等が禁止されているか否か）
 - (1) 含有率 1%を超えるクロシドライト含有製品（注）
 - (2) 含有率 0.1%を超えるクロシドライト含有製品
 - (3) 含有率 1%を超えるクリソタイル含有製品
 - (4) 含有率 0.1%を超えるクリソタイル含有製品

(注 製品：ガスケット、パッキン等の部品やこれらを取り付けられた機械製品)

調査票(ベトナム)

【前提情報（我が国の状況）】

日本においては、平成 18 年 9 月より、石綿の含有率が 0.1%を超える製品について、製造、輸入、使用、譲渡又は提供してはならない旨、法律で義務付けている。（労働安全衛生法第 55 条。事業者や労働者に限らず製造、輸入等してはならない。）

なお、石綿として、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの 6 種類を定義づけている。

しかしながら、製造等が禁止されていない国から石綿を含有する製品を誤って輸入する例が散発している。このため、他国の現状を調査したいと考えている。

【前提状況（貴国の状況）】

当方において、貴国の状況を文献等で調査できた情報としては、次のとおりである。（誤りがあれば指摘いただきたい。）

- ・アモサイトとクロシドライトの使用は 2001 年以降禁止されているが、クリソタイルについては建材等として使用されている。
- ・クリソタイルの使用は 2020 年まで続けることとしているが、それ以降は未定。
- ・資源環境省、保健省、労働省、建設省、環境科学技術省が規制に関与している。

【調査項目】

貴国の現状に関し、次の項目について回答いただきたい。

- 1 上記の貴国の状況について、誤りやアップデートすべき情報。
- 2 次の製品（我が国ではすべて輸入禁止）についての当該国の法令での規制状況。（製造・流通等が禁止されているか否か）
 - （1）含有率 1%を超えるクロシドライト含有製品（注）
 - （2）含有率 0.1%を超えるクロシドライト含有製品
 - （3）含有率 1%を超えるクリソタイル含有製品
 - （4）含有率 0.1%を超えるクリソタイル含有製品

（注 製品：ガスケット、パッキン等の部品やこれらを取り付けられた機械製品）

Questionnaire to the Government of China

[Backgrounds of Japan]

In Japan, manufacture, import, transfer, provide and use of asbestos and the goods containing asbestos more than 0.1% is prohibited by Law. (defined by Industrial Safety and Health Law, article 55. Not only worker or employer but anybody cannot manufacture etc. them.)

6 types of minerals are defined as asbestos, namely: chrysotyle(white asbestos), crocidolite(blue asbestos), amosite(brown asbestos), anthophyllite, tremolite, actinolite.

However, sometimes, import of goods containing asbestos accidentally happens. The goods are imported from the countries where the use etc. of asbestos is not banned and therefore we would like to research situations in other countries.

[Current situation in your country (Our understanding)]

Brief information of regulation concerning asbestos in your country that we collected is as follows. (If our understanding is not correct, please point it out.)

- Use of friction materials like brake pads containing asbestos is banned on and after 2003.
- Use of those materials for bicycle is permitted.
- Import and export of products containing amosite (brown asbestos) or crocidolite (blue asbestos) are banned on and after 2005.
- Use of all the asbestos (including chrysotile (white asbestos)) as building materials is banned on and after June 2010.
- 「非石綿」 means not only the goods that never contains bit of asbestos but also used for the goods that contains less than certain level.

[Questionnaire]

Please answer to the questions below.

- 1 As regards the information of your country mentioned above, any change to be updated.
- 2 Current situation of regulation of the products below. (manufacture, use, distribution etc. are prohibited or not.)
 - Products containing crocidolite (blue asbestos) more than 1%.
 - Products containing crocidolite (blue asbestos) more than 0.1%.
 - Products containing chrysotile (white asbestos) more than 1%.
 - Products containing chrysotile (white asbestos) more than 0.1%.

Products: The goods, for example, gaskets/packings or the machines install them.

Questionnaire to the Government of Indonesia

[Backgrounds of Japan]

In Japan, manufacture, import, transfer, provide and use of asbestos and the goods containing asbestos more than 0.1% is prohibited by Law. (defined by Industrial Safety and Health Law, article 55. Not only worker or employer but anybody cannot manufacture etc. them.)

6 types of minerals are defined as asbestos, namely: chrysotyle (white asbestos), crocidolite (blue asbestos), amosite (brown asbestos), anthophyllite, tremolite, actinolite.

However, sometimes, import of goods containing asbestos accidentally happens. The goods are imported from the countries where the use etc. of asbestos is not banned and therefore we would like to research situations in other countries.

[Current situation in your country (Our understanding)]

Brief information of regulation concerning asbestos in your country that we collected is as follows. (If our understanding is not correct, please point it out.)

- Ministry of Manpower and Transmigration prescribes the preventive measures of asbestos exposure by the Regulation No03/1985.
- Use of crocidolite (blue asbestos) is banned.
- Air-borne (spraying) asbestos is banned.

[Questionnaire]

Please answer to the questions below.

- 1 As regards the information of your country mentioned above, any change to be updated.
- 2 Current situation of regulation of the products below. (manufacture, use, distribution etc. are prohibited or not.)
 - Products containing crocidolite (blue asbestos) more than 1%.
 - Products containing crocidolite (blue asbestos) more than 0.1%.
 - Products containing chrysotile (white asbestos) more than 1%.
 - Products containing chrysotile (white asbestos) more than 0.1%.

Products: The goods, for example, gaskets/packings or the machines install them.

Questionnaire to the Government of Malaysia

[Backgrounds of Japan]

In Japan, manufacture, import, transfer, provide and use of asbestos and the goods containing asbestos more than 0.1% is prohibited by Law. (defined by Industrial Safety and Health Law, article 55. Not only worker or employer but anybody cannot manufacture etc. them.)

6 types of minerals are defined as asbestos, namely: chrysotyle(white asbestos), crocidolite(blue asbestos), amosite(brown asbestos), anthophyllite, tremolite, actinolite.

However, sometimes, import of goods containing asbestos accidentally happens. The goods are imported from the countries where the use etc. of asbestos is not banned and therefore we would like to research situations in other countries.

[Current situation in your country (Our understanding)]

Brief information of regulation concerning asbestos in your country that we collected is as follows. (If our understanding is not correct, please point it out.)

- Using of crocidolite (blue asbestos) in the production process are banned by the Factories and Machineries Act supervised by Occupational Safety and Health Department, Ministry of Manpower.
- Use of other sorts of asbestos is permitted.

[Questionnaire]

Please answer to the questions below.

- 1 As regards the information of your country mentioned above, any change to be updated.
- 2 Current situation of regulation of the products below. (manufacture, use, distribution etc. are prohibited or not.)
 - Products containing crocidolite (blue asbestos) more than 1%.
 - Products containing crocidolite (blue asbestos) more than 0.1%.
 - Products containing chrysotile (white asbestos) more than 1%.
 - Products containing chrysotile (white asbestos) more than 0.1%.

Products: The goods, for example, gaskets/packings or the machines install them.

Questionnaire to the Government of Philippines

[Backgrounds of Japan]

In Japan, manufacture, import, transfer, provide and use of asbestos and the goods containing asbestos more than 0.1% is prohibited by Law. (defined by Industrial Safety and Health Law, article 55. Not only worker or employer but anybody cannot manufacture etc. them.)

6 types of minerals are defined as asbestos, namely: chrysotyle(white asbestos), crocidolite(blue asbestos), amosite(brown asbestos), anthophyllite, tremolite, actinolite.

However, sometimes, import of goods containing asbestos accidentally happens. The goods are imported from the countries where the use etc. of asbestos is not banned and therefore we would like to research situations in other countries.

[Current situation in your country (Our understanding)]

Brief information of regulation concerning asbestos in your country that we collected is as follows. (If our understanding is not correct, please point it out.)

- Under Chemical Control Order, business operator handling asbestos, declaration of import, reporting of situation of handling asbestos are obliged.
- Materials that can be broken by hands containing 1% and over of asbestos are banned.
- Air-borne (spraying) asbestos is banned.
- Use of amosite (brown asbestos) and crocidolite (blue asbestos) are banned.
- General regulations are supervised by Department of Environment and Natural Resources.

[Questionnaire]

Please answer to the questions below.

- 1 As regards the information of your country mentioned above, any change to be updated.
- 2 Current situation of regulation of the products below. (manufacture, use, distribution etc. are prohibited or not.)
 - Products containing crocidolite (blue asbestos) more than 1%.
 - Products containing crocidolite (blue asbestos) more than 0.1%.
 - Products containing chrysotile (white asbestos) more than 1%.
 - Products containing chrysotile (white asbestos) more than 0.1%.

Products: The goods, for example, gaskets/packings or the machines install them.

Questionnaire to the Government of Thailand

[Backgrounds of Japan]

In Japan, manufacture, import, transfer, provide and use of asbestos and the goods containing asbestos more than 0.1% is prohibited by Law. (defined by Industrial Safety and Health Law, article 55. Not only worker or employer but anybody cannot manufacture etc. them.)

6 types of minerals are defined as asbestos, namely: chrysotile(white asbestos), crocidolite(blue asbestos), amosite(brown asbestos), anthophyllite, tremolite, actinolite.

However, sometimes, import of goods containing asbestos accidentally happens. The goods are imported from the countries where the use etc. of asbestos is not banned and therefore we would like to research situations in other countries.

[Current situation in your country (Our understanding)]

Brief information of regulation concerning asbestos in your country that we collected is as follows. (If our understanding is not correct, please point it out.)

- Use of crocidolite is banned on or after 1995. Use of amosite (brown asbestos) is banned on or after 2001. Currently, only use of chrysotile (white asbestos) is permitted.
- Thai cabinet approved a resolution proposed by the National Health Commission to ban the use of asbestos on April 2011. Imports of asbestos are banned from 2011 and the sale of all asbestos products will be banned from 2012.
- Ministry of Industry supervises import, use and storage of asbestos.
- Ministry of Labour supervises the exposure limit of asbestos in the workplace.
- Ministry of Public Health supervises and offers guidelines or services concerning avoiding asbestos exposure in context of occupational health.

[Questionnaire]

Please answer to the questions below.

- 1 As regards the information of your country mentioned above, any change to be updated.
- 2 Current situation of regulation of the products below. (manufacture, use, distribution etc. are prohibited or not.)
 - Products containing crocidolite (blue asbestos) more than 1%.
 - Products containing crocidolite (blue asbestos) more than 0.1%.
 - Products containing chrysotile (white asbestos) more than 1%.
 - Products containing chrysotile (white asbestos) more than 0.1%.

Products: The goods, for example, gaskets/packings or the machines install them.

Questionnaire to the Government of Vietnam

[Backgrounds of Japan]

In Japan, manufacture, import, transfer, provide and use of asbestos and the goods containing asbestos more than 0.1% is prohibited by Law. (defined by Industrial Safety and Health Law, article 55. Not only worker or employer but anybody cannot manufacture etc. them.)

6 types of minerals are defined as asbestos, namely: chrysotile(white asbestos), crocidolite(blue asbestos), amosite(brown asbestos), anthophyllite, tremolite, actinolite.

However, sometimes, import of goods containing asbestos accidentally happens. The goods are imported from the countries where the use etc. of asbestos is not banned and therefore we would like to research situations in other countries.

[Current situation in your country (Our understanding)]

Brief information of regulation concerning asbestos in your country that we collected is as follows. (If our understanding is not correct, please point it out.)

- Use of amosite (brown asbestos) and crocidolite (blue asbestos) are banned on or after 2001. Chrysotile can be used as building material.
- Use of chrysotile (white asbestos) will be continued at least at 2020.
- Ministry of Natural Resources and Environment, Ministry of Health Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs, Ministry of Science and Technology hold jurisdiction over the regulation of asbestos.

[Questionnaire]

Please answer to the questions below.

- 1 As regards the information of your country mentioned above, any change to be updated.
- 2 Current situation of regulation of the products below. (manufacture, use, distribution etc. are prohibited or not.)
 - Products containing crocidolite (blue asbestos) more than 1%.
 - Products containing crocidolite (blue asbestos) more than 0.1%.
 - Products containing chrysotile (white asbestos) more than 1%.
 - Products containing chrysotile (white asbestos) more than 0.1%.

Products: The goods, for example, gaskets/packings or the machines install them.

アスベスト含有製品の輸入禁止について

労働安全衛生法では石綿含有率 **0.1%を超えるもの**を規制対象として輸入等を禁じています。この0.1%超という閾値は、輸入する物全体を分母とするものではなく、構成する部品のうち一つでも石綿含有率が**0.1%以上だった場合**に直ちに違法となります。

また、物品への混入が非意図的なものであったとしても違法となります（違反があった場合には法人の代表者及び行為者の両方に罰則が適用されます。）。

特に、過去に石綿が使用されていた製品の代替品として輸入されるものに石綿が含有している場合がありますので、輸入に当たっては、パッキンやガスケット等に石綿が含まれていないことを、あらかじめ書面や分析結果により確認するようお願いしています。

製造禁止前に使用されていた主な石綿含有製品

製品の種類		主な用途
建材	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
摩擦材	ブレーキパッド等	自動車用と産業用(クレーン、エレベーター等)のブレーキなど
接着剤		高温下で使用される工業用断熱材同士の隙間を埋めるものなど
耐熱・電気絶縁体		配電盤など
シール材	ガスケット	配管用フランジなどの制止部分の密閉に用いられるもの
	パッキン	バルブやポンプなどの軸封などの運動部分の密閉に用いるもの
その他の石綿製品		工業製品材料(ジョイントシート、石綿布など)、実験用金網など

製品輸入時の注意事項



製品を輸入する際、相手先に対して「日本では0.1%以上の石綿含有製品の輸入は一切禁じられており、輸入してしまったことが非意図的だったとしても、また、物品への混入が非意図的なものであったとしても日本では違法となる」旨を常々伝達、説明しておくことが重要です。

- ✓ 送出国では、石綿含有率1%超を規制対象としていて、0.1%~1%石綿が含まれることについては法令上の問題はなく「ノンアスベスト品」としています
- ✓ 送出国では、石綿を主材料とはしていないものの数%から数十%含まれるものを「非石綿」と表現しています

各国規制状況が違うので、上記の点に注意し、輸出元に対して輸入される製品が石綿を含有していない旨の証明書や分析結果を提出してもらってください。



裏面の英語の日本の石綿禁止に係る説明資料もご活用ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

Total Ban on Asbestos in Japan

The production, import, transfer, provision or use of asbestos or any material containing more than 0.1% asbestos by weight is totally prohibited in Japan.



All types of asbestos shown below are totally prohibited in Japan. (Any material containing more than 0.1% asbestos by weight, regardless of type, is illegal.)

Chrysotile
Crocidolite
Amosite
Anthophyllite
Actinolite
Tremolite

The following cases are subject to import bans in Japan:

- The import of any product containing asbestos exceeding 0.1% by weight is totally prohibited in Japan. When the percentage of asbestos by weight in the product imported into Japan exceeds 0.1% even if a Japanese importer has imported a product containing asbestos to Japan inadvertently or its inclusion in the product is unintentional, the importer has violated the import ban.
- “Asbestos exceeding 0.1% by weight is illegal” means that it is illegal for even any individual component of a product to contain more than 0.1% asbestos even if the overall asbestos percentage by weight does not exceed 0.1% to the total weight of the product. For example, if some part of a bicycle or other products, such as a brake, contains more than 0.1% asbestos, importing such product into Japan constitutes a violation of law.
- The import of products containing more than 0.1% asbestos into Japan, regardless of types, use, weight or size, is illegal in Japan.*

※ The import of products containing asbestos for tests or research may exceptionally be approved, but importers who trade in such products must obtain licenses in advance.

The Japanese government requests that enterprises importing machinery or other products into Japan confirm that the packing, gaskets, etc. of such products contain no asbestos, based on supporting documents or analytical results before importing such products.

アスベスト含有製品の輸入禁止について

労働安全衛生法では石綿含有率 **0.1%を超えるもの**を規制対象として輸入等を禁じています。この0.1%超という閾値は、輸入する物全体を分母とするものではなく、構成する部品のうち一つでも石綿含有率が**0.1%以上だった場合**に直ちに違法となります。

また、物品への混入が非意図的なものであったとしても違法となります（違反があった場合には法人の代表者及び行為者の両方に罰則が適用されます。）。

特に、過去に石綿が使用されていた製品の代替品として輸入されるものに石綿が含有している場合がありますので、輸入に当たっては、パッキンやガスケット等に石綿が含まれていないことを、あらかじめ書面や分析結果により確認するようお願いしています。

製造禁止前に使用されていた主な石綿含有製品

製品の種類		主な用途
建材	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
摩擦材	ブレーキパッド等	自動車用と産業用(クレーン、エレベーター等)のブレーキなど
接着剤		高温下で使用される工業用断熱材同士の隙間を埋めるものなど
耐熱・電気絶縁体		配電盤など
シール材	ガスケット	配管用フランジなどの制止部分の密閉に用いられるもの
	パッキン	バルブやポンプなどの軸封などの運動部分の密閉に用いるもの
その他の石綿製品		工業製品材料(ジョイントシート、石綿布など)、実験用金網など

製品輸入時の注意事項



製品を輸入する際、相手先に対して「日本では0.1%以上の石綿含有製品の輸入は一切禁じられており、輸入してしまったことが非意図的だったとしても、また、物品への混入が非意図的なものであったとしても日本では違法となる」旨を常々伝達、説明しておくことが重要です。

- ✓ 送出国では、石綿含有率1%超を規制対象としていて、0.1%~1%石綿が含まれることについては法令上の問題はなく「ノンアスベスト品」としています
- ✓ 送出国では、石綿を主材料とはしていないものの数%から数十%含まれるものを「非石綿」と表現しています

各国規制状況が違うので、上記の点に注意し、輸出元に対して輸入される製品が石綿を含有していない旨の証明書や分析結果を提出してもらってください。



裏面の中国語の日本の石綿禁止に係る説明資料もご活用ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

关于在日本全面禁止使用石棉产品的规定

在日本将禁止制造、进口、转让、提供和使用石棉制品和石棉含有量超过 0.1% 重量的所有产品。



在日本，如下所示的所有类型的石棉产品将成为全面禁止的对象（无论产品的种类，如果石棉的含有量超过产品总重量的 0.1%，将违反此规定）。

温石棉
青石棉
茶石棉
直闪石
绿闪石
透闪石

在日本违反进口规定的事例

- 在日本，进口石棉含有量超过产品总重量 0.1% 的所有产品将被禁止，对于日本的进口商在不经意间向日本进口了含有石棉的产品的情况，或者在不经意间向产品中混入了石棉的情况，作为结果，如果向日本进口了石棉含有量在 0.1% 以上的产品，也将违反本规定。
- 超过 0.1% 的意思是：不仅仅针对相对于产品全部重量的石棉的重量，对于构成产品的各类部件，如果仅有一个部件的石棉含量超过了 0.1%，也将违反本规定。例如，在自行车等产品的内部，在刹车件等部件中，即使有一个部件的石棉含有量超过了 0.1%，进口到日本也将违反本规定。
- 在日本，无论产品的种类、用途、重量和大小，如果其石棉含有量超过了产品总重量的 0.1%，将违反本规定。*

※ 为研究目的而进口的石棉产品需要得到例外确认，进口商需事先获得许可。

对于向日本国内进口机械产品的进口商，在他们进口该类产品时，请日本政府提前根据书面报告和分析结果报告确认密封填料和垫片等部件中不含有石棉。

取扱注意

主管

平成24年 7月 2日

中 国 発
本 省 着

亜東2

外務大臣殿

丹羽 宇一郎大使

石綿含有製品に係る海外の規制状況等について（調査訓令：中国回答）

第4728号（取扱注意）要処理

貴電亜東2第54413号に関し、

冒頭貴電の内容を踏まえ、中国におけるアスベストの規制状況について、中国衛生部の関係機関である中国疾病予防コントロールセンター（CDC）職業衛生・中毒コントロール研究所の李濤所長より情報収集したところ、以下のとおり報告する。

なお、貴電また書きにある日本の石綿製品の輸入禁止措置の周知については、中国日本商会の会員各社及び中国各地の日本人会・商工会等の日本人組織に対してパンフレットを配布し注意喚起を行ったので、申し添える。

関係省庁に転達願いたい。

【当館コメント】

- 中国においては、石綿の使用規制に関しては、クロシドライト（青石綿）が全面禁止されているほか、それ以外の石綿については一部の規制（自動車用摩擦材料（下記2）及び建材（下記7）は全ての石綿が禁止対象）を除き、その使用は禁止されていない。
- 特に、クリソタイル（白石綿）については、取扱作業等における安全管理の規定を設けつつ、その生産・製造・流通・使用等を明示的に認めている。
- 石綿の輸出・輸入規制に関しては、クリソタイル（白石綿）以外の全ての石綿が禁止対象とされている。

- なお、石綿及び石綿含有製品に係る規制については、含有率による区別は特になされていない。（「非石綿」の意の語の使用についても、含有率等に基づき定義されているものではない。）
- 日本（含有率0.1%を超える石綿及び石綿含有製品が全面禁止されている）の企業において、中国からの機械製品等の輸入を行うにあたっては、特に、石綿を使用しやすい製品、部品等に関しては、石綿が含まれていないことについて、含有率も含め分析結果等の厳格な確認が必要になるものと考えられる。

【アスベストの規制等の状況 ※時系列】

- 1 2002年、国家経済貿易委員会（当時）が公布した「立ち後れた生産技術及び製品の廃止目録（第3部）」（国家経済貿易委員会令2002年第32号）において、クロシドライト（青石綿）の使用禁止が規定された。
- 2 国家質量技術監督局（当時）が発布した国家標準「自動車のブレーキシステムの構造、性能及び試験方法」（GB12676-1999）において、2003年10月以降、自動車用の摩擦材への石綿の使用が全面的に禁止されている。
- 3 2005年12月、商務部、税関総署、環境保護部による「輸入禁止物品目録（第6部）」及び「輸出禁止物品目録（第3部）」の公示（2005年第116号）において、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アクチノライト、トレモライト、アンフィソライトの輸入及び輸出が禁止された。
- 4 衛生部が発布した国家標準「作業場における有害因子の業務上の接触の限度—化学有害因子」（GBZ2.1-2007）（2007年11月実施）において、作業場空気中における含有率10%以上の石綿繊維の時間加重平均許容濃度は0.8f/ml以下、作業場空気中における含有率10%以上の石綿粉じん（白石綿）の時間加重平均許容濃度は0.8mg/m³以下と規定されている。
- 5 衛生部が発布した国家標準「クリソタイル（白石綿）の職業衛生管理についての規範」

(GBZ/T193-2007) (2008年2月実施)において、石綿の危害抑制のための防じん技術・措置について、換気・除じん設備の設置、石綿作業場所への出入りに係る防護措置等の詳細な規定が設けられた。

6 「クリソタイル（白石綿）の生産・流通・使用の管理弁法」（2008年11月、工業・情報化部）のパブリックコメント募集稿において、クリソタイル（白石綿）の安全な生産及び使用について、石綿鉱石の採掘に係る一環的管理の強化、製造・加工に係る一環的管理の強化、製品の使用に係る一環的管理の強化、労働者の保護の強化等の措置が示された。

7 住宅・都市農村建設部、国家質量監督検検疫総局が連名で発布した国家標準「建材の使用についての技術規範」（GB50574-2010）（2011年6月実施）において、石綿の建材としての使用が禁止された。（同標準4.1.8：「建築物の設計にあたりは、石綿繊維又は防腐・防虫処理を行っていない植物繊維を含有する建材を使用してはならない。」、制定主旨：「石綿繊維は発がん性物質に属し、国際がん研究機構（IARC）も石綿を『人に対する発がん性を有する』グループに分類している。建材の生産・施工段階は繊維・粉じんの汚染を受けやすいことから、既にいくつかの国においては石綿繊維を含有する建材の使用を禁止している。」）

なお、北京市が発布した規定においては、2004年1月以降、市全域での建築工事における石綿及び石綿含有製品の使用を禁止している。

転電《添付無》広州、上海、重慶、瀋陽、青島、香港、大連（了）

電信

保存期間：平成27年12月31日迄

主管

取扱注意

総番号

主管

平成24年 6月 8日

タイ発

亜東2

平成24年 6月 8日

本省着

外務大臣殿

小島誠二大使

注意

二

電報の取扱いに
関係する場合は
慎重に扱います。
内線四二一三・四二一四に連絡願います。

石綿含有製品に係る海外の規制状況等について（調査訓令：タイ回答）

第2300号（取扱注意）

貴電亜東2第54413号に関し、

1. 冒頭貴電調査票に対するタイ政府関係機関（工業省工業局有害物質管理部、労働省労働保護福祉局安全衛生部及び保健省疾病管理局労働・環境疾病部）からの回答の概要は以下のとおり（回答別添）。

（1）クロシドライトの禁止は1992年有害物質管理法で規定されており、1995年から実施された。アモサイトの禁止は1995年から（保健省回答ママ）・2001年から（工業省回答ママ）。クリソタイルのみ使用が可能だが、タイプ3有害物質として管理されており、使用には工業省工業局有害物質管理部の許可が必要。

（2）2011年4月12日閣議において、アスベストの使用を禁ずる国家保健委員会決定が承認された。一方で、クリソタイル及びそれを含有する製品の輸入については、他の代替原料や代替製品が利用可能である場合には輸入禁止とする措置について、工業省が提案し、閣議で了承されている。なお、保健省はこれに関連して、タイ国内で代替品を生産できない等の問題があるため、アスベストの使用をいつ止めることができるかについては不明、との見解を示している。

（3）クロシドライトはタイプ4有害物質として管理されており、生産・輸出入及び所有が禁止されている。クリソタイルはタイプ3有害物質として管理されており、使用には工業省工業局有害物質管理部の許可が必要だが、1%以上の含有量の製品も生産が可能。

2. また、我が国の石綿製品の輸入禁止措置について、盤谷日本人商工会議所に周知を依頼した。(了)

注意

一 二

電報の取り扱いは、係員に報告し、電報課に送付し、電報処理班に連絡願います。

To Mr. Yukihiro KANEKO Fax02 207 8517

First Secretary

Embassy of Japan

Dear Mr. Kaneko,

I've already summarized the information regarding regulations and situation of asbestos in Thailand, as follows:

1. Control of Asbestos

1.1 Asbestos was controlled as toxic substance since 1983 under the Toxic Act 1967

1.2 Use of crocidolite is banned since 1995 under Hazardous Substance Control Act 1992.

Amosite (brown asbestos) is banned since 2001.

1.3 Only Chrysotile asbestos is permitted (we controlled it as hazardous substance type 3)

2. On April 12, 2011, Thai cabinet made decision about asbestos as follow.

1. the Cabinet approved, in principle, to eliminate the use of asbestos in Thai society. The Cabinet assigned concern government agencies to proceed with further actions in accordance with their authority under the Thai law.

2. the Cabinet approved the second approach proposed by the Ministry of Industry to ban the import of chrysotile asbestos intended for the manufacture of products, for which any other raw materials or alternative products is available. This includes the ban on import of chrysotile asbestos-based products, for which any other raw materials or alternative products is available.

3. the Cabinet designated Ministry of Industry to prepare a plan to ban the import, manufacture and sale of asbestos as well as all asbestos-based products prior to submitting to the Cabinet for further consideration.

3. The current regulation.

3.1 Under the Hazardous Substance Act; Blue asbestos (Crocidolite) is categorized as Hazardous Substance type 1, its means that its production, import or export or to have it in possession is prohibited.

3.2 Chrysotile asbestos, we controlled production, import or export or to have it in possession.

If you need further information, please feel free to contact me at your earliest convenience.

With best regards,

[Redacted signature]



Ref. No. 0510 / 01509

Occupational Safety and Health Bureau
22/22 Boromrajchonanee Hwy Talingchan
Bangkok 10170

21 May 2012 (B.E. 2555)

Dear Mr. Yukihiro KANEKO

Kindly refer to your letter dated 16 May, 2012 requests for an explanatory of the questionnaire about asbestos situation in Thailand.

We would like to inform that information about regulations concerning asbestos in Thailand which has been reviewed in Question 1 were correct. The current regulations prohibit the usage and distribution of crocidolite and amosite for all type of products. However, the regulations still allow the usage and distribution of products which contain more than 1% of chrysotile.

Sincerely yours,

Mr. Yukihiro KANEKO
First Secretary
Embassy of Japan in Thailand

KANEKO YUKIHIKO

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2012年5月31日 木曜日 14:38
宛先: KANEKO YUKIHIKO
件名: answer question:asbestos situation.

Dear Mr. Yukihiko KANEKO

Answering the Questions about recent situation of asbestos in Thailand

1. Brief information of regulation concerning asbestos in Thailand
Use of ercidolite was banned in 1992.
Use of amosite was banned in 1995.
Currently only use of Chrysotile is permitted.
2. Thai cabinet approved a resolution proposed by the National Health Commission to ban the use of asbestos on April 2011
Ministry of industry request to take action on control use of asbestos as raw material that is meaning the control use in production of asbestos containing materials
Now we cannot conclude that when will the time to stop to use of asbestos. Because there are some arguments about some materials we cannot produced by Thai technology. And there are problems about the quality of asbestos substitute materials.
Ministry of Industry supervises import , use and storage of asbestos.
Ministry of labor supervises the exposure limit of asbestos in the workplace
Ministry of Public Health supervises and offers guidelines or services concerning avoiding asbestos exposure in context of occupational and environmental health.
3. The current regulation on use of asbestos is under Hazardous Substance Act authorized by the committee on Harzardous Substance.
4. Now Chrysotile is classified under type 3 .The use of which requires permission from the Department of the Ministry of Industry. And the power to limit percent use in the products is in the hands of the Ministry of Industry under the Industry Act.

[REDACTED]
Ministry of Public Health

保存期間：平成27年12月31日迄

取扱注意

平成24年 6月 1日

インドネシア発
本省着主管
亜東2

外務大臣殿

鹿取克章大使

石綿含有製品に係る海外の規制状況等について（調査訓令）（インドネシア回答）

第1570号（取扱注意）

貴電亜東二第54413号に関し、

以下のとおり回答申し上げます。

調査等（1）石綿含有製品の製造及び流通に係る海外の規制状況等情報について労働・移住省労働監督総局労働基準監督・安全衛生局アリエフ前局長及びアムリ局長が当館牧書記官に対して述べたところ以下のとおり。

（1）旧労働省が定めたMinistry of Manpower Regulation No.03, Year 1985により、引き続き労働・移住省が、労働者の健康障害防止を行っており、クロシドライトの使用、アスベスト含有建材の吹き付けは禁止している。

そのほか、以下の規定がある。

① Decree of Director General of Labor Supervision Development No. Kep. 104/DJPPK/IX/2006

上記Ministry of Manpower Regulation No.03, Year 1985の手引きであり、職場におけるアスベスト含有物の使用に関する労働安全衛生技術ガイダンスである。

② Letter of Director General of Labor Supervision Development No.165/DJPPK/VI/2010

アスベスト含有物を使用する職場に対する労働安全衛生の監督に関する文書である。

③ Ministry of Manpower and Transmigration Regulation No.13, Year 2011

職場におけるアスベストの濃度基準を定めたものである。

(2) ①含有率が1%を超えるクロシドライト含有製品、②含有率0.1%を超えるクロシドライト含有製品については、上記Ministry of Manpower Regulation No.03, Year 1985により、使用を禁止しており、これにより実質的に、製造・流通等を禁止している。

③含有率が1%を超えるクリソタイト含有製品、④含有率0.1%を超えるクリソタイト含有製品については、使用・製造・流通等は禁止していない。

2. 調査等 (2) 我が国の石綿製品の輸入禁止措置の周知について

5月23日(水)に開催されたジャカルタジャパンクラブ労働委員会(会員:日系企業15社等)に当館牧書記官が出席し、貴電添付のパンフレットを用いて説明を行い、周知した。また、ジャカルタジャパンクラブに対し、法人部会会員企業(日系企業481社)への周知を依頼した。

5月24日(木)に開催された産業別懇談会(会員:日系企業54社等)に当館牧書記官が出席し、貴電添付のパンフレットを用いて説明を行い、周知した。(了)

電信

保存期間：平成27年12月31日迄

取扱注意

主管

平成24年 5月22日

マレーシア発
本省着

亜東2

外務大臣殿

中村滋大使

石綿含有製品に係る海外の規制状況等について（調査訓令・マレーシア回答）

第1201号（取扱注意）

貴電亜東2第54413号に関し、

当館柳沼書記官より人的資源省

に照会したところ、本年4月の状況（往電第815号参照）から特段の変化はないとのことであり、これを踏まえて以下のように回答する。

なお、日本の石綿含有製品の輸入禁止措置については、当地日本人商工会議所(JACTIM)工業部会の加盟各社に対して当館より注意喚起を行ったことを申し添える。

1. マレーシアの状況

製造工程のみならず、労働環境でのクロシドライトの使用は禁止されている（研究及び分析の場合を除く）。根拠法令は、1999年労働安全衛生指令(Occupational Safety and Health (Prohibition of Use of Substance) Order 1999)である。

また、アスベストを含有する製品については規制がない。

2. アスベストを含有する製品

上述のように、製造工程を含む労働環境での青石綿（クロシドライト）の使用は法令により禁止されているが、アスベストを含有する製品そのものについては規制がない。

転電《添付無》ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイ、中国（了）

電信

保存期間：平成27年12月31日迄

取扱注意

(情)

→ 陸 経 産 省

内 務 省

→ 外 務 省

12410

平成24年 4月 5日

マレーシア発
本省着

主 管
亜東2

外 務 大 臣 殿

中村滋大使

マレーシア経済（アスベストに関する規制）

第815号（取扱注意）

5日、当館柳沼書記官は人的資源省

を往訪し、マレーシアにおける石綿（アスベスト）の規制について意見交換を行ったところ、先方の発言中、興味深いところ以下のとおり。

アスベストの規制

製造工程を含む労働環境での青石綿（クロシドライト）の使用が法令により禁止されているが、それ以外の種類のアスベストの使用は可能。また、アスベストを含有する製品については規制がない。具体的には以下のとおり。

(1) 1986年工場機械設備規則 (Factories and Machinery (Asbestos Process) Regulations 1986) により、製造工程での青石綿の使用が禁止されている。また、1999年労働安全衛生指令 (Occupational Safety and Health (Prohibition of Use of Substance) Order 1999) では、労働環境での青石綿の使用を禁止している（研究及び分析の場合を除く）。

(2) 2008年関税（輸入禁止）指令 (Customs (Prohibition of Imports) Order 2008) により、青石綿の輸入が禁止されている。

(3) 公共事業省が示している2005年建築標準仕様 (Standard Specification of Building Work, 2005) では公立学校の建設に際しすべての種類のアスベストの使用を禁止している。

2. 現在の状況

(1) アスベストの輸入量は2000年に14,000トンだったものが、2007年には9,700トンまで減ったものの、マレーシアでは未だ建材、自動車部品、パイプのシール材などにアスベスト（使用が禁止されている青石綿を除く）が使用されている。マレーシア国内で使用されているアスベストの93%はクリソタイルである。

(2) 青石綿はその毒性の高さから法令で使用を禁止しているが、ほかのアスベストは産業界への影響もあって未だ規制できていない。カナダ産のアスベストがキロ当たり2リンギ（約52円）なのに対し、欧州から輸入したアスベスト代替品は3倍のキロ当たり6リンギ（約150円）はするので、企業は規制に賛成しない。下手に規制することで関係業者が廃業し、雇用に影響が出ることもありうる。また、そのような状態では、大半はともかく、中小企業で法令遵守の問題が出てくることも予想される。

(3) また、現在のところ、マレーシアの世論ではアスベストに対する懸念がそれほど高くない。これはがんの統計・疫学データが整備されていないことが一因と考えている。

3. 今後の方針

(1) 労働安全衛生局(DOSH)、特にジョハリ局長は、先進国と同様にアスベストの規制を強化したいと考えており、現在、DOSHは青石綿以外のアスベストを規制するために新しい労働安全衛生指令を検討している。青石綿に加え、クリソタイル、アモサイト、アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライトをすべての労働環境で使用禁止する方向で考えている。指令なので省内の了解があれば発出できるが、その前段階の法務長官庁(Attorney-General Chamber)での法令審査に時間を要している。

(2) 本年3月にアスベストに関わる主な企業数社（ユーザー、サプライヤーの両方）を招いて、アスベスト規制の強化に関するワークショップを行った。使用禁止までの猶予期間について意見を聞いたところ、即時、政府の意向に従うとの意見、1～2年という意見、3年以上という意見がそれぞれ同数程度であった。中には5年以上を主張する会社もあったが、それらの多くはサプライヤー側だった。この場には、日本のクラレ社などアスベスト代替品を扱う企業にも来てもらった。

(3) (アスベストの輸入・流通を禁止したり、アスベストを含有する製品を規制したりすることはしないのか問うたところ、) DOSHの権限が及ぶのは労働環境だけであり、我々に来る規制の方法はこれしかない。ただ、最もクリティカルな部分なので法令が遵守されれば相応に効果的だと考えている。輸入は税関、国内流通やアスベスト含有製品の規制は国内流通・協同組合・消費者保護省(MDTCC)が担当であるが、彼らはDOSHほどはアスベスト問題に注意を払っていない。

4. その他

(1) これまでDOSHには労働安全行政の支援のためJICA専門家を派遣してもらっていたが近く帰国を聞いている。自分()としては、将来、アスベスト問題のエキスパートである産業医科大の高橋謙教授にマレーシアに来ていただければ大変ありがたいと考えている。(当方よりJICAの課題別研修を勧めるも、専門家の派遣を希望したいとの声。)

(2) マレーシアではGHS(化学品の分類・表示に関する国際調和)への対応が遅れているが、ようやく追いついてきた。

厚生労働省、経済産業省、環境省に転達願いたい。

転電《添付無》ペナン、コタキナバル、ジョホールバル(了)